

土浦市川口運動公園野球場広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。第5条第2項及び第15条において「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、土浦市川口運動公園野球場（第5条第2項において「野球場」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、ラバーフェンス広告とする。

(広告の規格等)

第3条 広告を掲載する場所（別表において「区画」という。）、広告の規格及び広告掲載料は、別表に掲げるものとする。

(広告の仕様)

第4条 広告の仕様は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) ラバーフェンスに直接塗装すること。
- (2) 直射日光や風雨によって急激に色あせ等が生じないよう加工を施すこと。
- (3) 発光、蛍光又は反射の効果を有する素材を使用しないこと。
- (4) 白色の文字又は標章によるものであること。

(広告掲載の基準等)

第5条 次に掲げる者の広告は、広告掲載をしない。

- (1) 基準要項第4条第1項各号に掲げる業種又は事業者
- (2) 市区町村民税の滞納がある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載が適当でないと教育長が判断する者

2 掲載する広告の内容は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 要綱第3条第1項各号及び基準要項第4条第2項の規定を満たさないもの
- (2) 野球場の美観及び景観を損なうおそれがあるもの
- (3) 競技及び観客の観覧に支障を来すおそれがあるもの
- (4) 当該広告事業の内容を、教育委員会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容が適当でないと教育長が判断するもの

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、毎年3月1日から翌年2月末日まで（第8条及び第12条において「広告掲載期間」という。）とする。ただし、掲載期間の中途において第9条の規定による広告の掲載の決定を受けた者の掲載期間は、第9条の規定による広告掲載の決定を受けた日から直近の2月末日までとする。

2 前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業に係る期間を含むものとする。

(広告の募集)

第7条 掲載する広告の募集は、公募によるものとする。ただし、掲載希望者が募集枠数に満たないときは、企業等に対し広告掲載の案内をすることができるものとする。

2 前項の公募は、広告枠に空きが生じたときに、市広報紙及び市ホームページ等へ掲載する等の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載の申込みをしようとする者（次条及び別表において「申込者」という）は、土浦市川口運動公園野球場広告掲載申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、掲載を希望する年の1月20日までに教育長に申し込まなければならない。ただし、広告掲載期間の中途において公募する場合の期日は、教育長が別に定めるものとする。

(1) 広告掲載案

(2) 市区町村民税の滞納がないことを証する書類

(3) 会社概要又は事業内容が分かる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第9条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、土浦市川口運動公園野球場広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付すことができる。

3 教育長は、申込みの内容を審査し、広告掲載を適当と認める申込みが募集枠数を超えるときは、抽選により広告を掲載する者を決定するものとす

る。

- 4 第1項の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、速やかに土浦市財産管理規則（平成20年土浦市規則第12号）の規定による行政財産の目的外使用に係る許可を受けなければならない。
（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、教育長が指定する期日までに、広告の掲載の決定を受けた期間の広告掲載料の全額を納入しなければならない。

（費用負担）

第11条 広告の作成、掲載、変更及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

- 2 広告の撤去作業等によりラバーフェンスに破損等が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。
- 3 教育長は、広告主が前2項の義務を履行しない場合は、自ら当該広告を撤去し、又は原状回復し、広告主からその費用を徴収することができる。
- 4 広告主は、広告の内容にイラスト又はロゴマーク等を使用するときは、あらかじめ著作権及び肖像権の有無を確認するとともに、著作権料等が発生するときは、当該著作権料等を負担しなければならない。

（広告の修復）

第12条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に教育委員会の責において広告物が毀損し、又は破損したときは、教育委員会が経費を負担して修復を行うものとする。ただし、経年に起因する広告物の色あせなどの劣化は除くものとする。

（広告の変更）

第13条 広告主は、1か月を単位として、広告の内容を変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、その内容を変更しようとする月の前月の20日までに土浦市川口運動公園野球場広告掲載内容変更申請書（様式第3号）に変更後の広告掲載原稿案を添えて教育長に申請しなければならない。
- 3 教育長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、土浦市川口運動公園野球場広告掲載内容変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により当該広告主に通知するものとする。
- 4 教育長は、必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付す

ことができる。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、取り下げようとする日の1か月前までに、土浦市川口運動公園野球場広告掲載取下げ申出書（様式第5号）により教育長に申し出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 教育長は、次のいずれかに該当すると判断したときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が要綱第3条各号又は基準要項第4条及び第5条に該当すると認められるとき。
- (2) 教育長が指定する日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- (3) 第9条第1項又は第13条第3項の規定による許可の際に付した条件を満たさなかったとき。
- (4) 前条第2項による申出があったとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載が適当でないと教育長が認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、土浦市川口運動公園野球場広告掲載取消決定通知書（様式第6号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第16条 納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納入された広告掲載料の一部又は全部を返還することができる。

- (1) 教育委員会の責により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が正当な理由があると認めたとき。

2 第1項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を附さない。

(広告の掲載の許可の更新)

第17条 広告主は、第9条第1項の規定により受けた許可を更新しようとするときは、毎年1月末日までに土浦市川口運動公園野球場広告掲載許可更新申請書（様式第7号）により教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、

承認又は不承認を決定したときは、土浦市川口運動公園野球場廣告掲載許可更新承認（不承認）決定通知書（様式第8号）により当該廣告主に通知するものとする。

（廣告主の責務）

第18条 广告主は、廣告の掲載内容に関し一切の責任を負うものとする。

2 广告主は、廣告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、广告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（補則）

第19条 この要領に定めるもののほか、廣告の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年12月22日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前にこの要領による改正前の土浦市川口運動公園廣告掲載取扱要領の規定により行った同日以後の廣告の掲載の許可又は廣告掲載期間の更新の承認は、この要領による改正後の土浦市川口運動公園野球場廣告掲載取扱要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区画の位置	広告の規格	広告掲載料（月額）
メインスタンドラバーフェンス (中央部)	縦0.6メートル、横2.5メートルの長方形	50,000円
メインスタンドラバーフェンス (中央部以外)		10,000円
1塁側及び3塁側スタンドラバーフェンス（ダッグアウトのホーム側）	縦2メートル、横6メートルの長方形	30,000円
1塁側及び3塁側スタンドラバーフェンス（ダッグアウトの上部及び両端以外）		10,000円
1塁側及び3塁側スタンドラバーフェンス（ダッグアウトの外野側）	縦2メートル、横5メートルの長方形	
1塁側及び3塁側スタンドラバーフェンス（ダッグアウト上部）	縦0.5メートル、横1.4メートルの長方形	30,000円
外野ラバーフェンス（バックスクリーン前を除く。）	縦0.8メートル、横8メートルの長方形	5,000円

備考

- 1 広告の掲載は、申込者1人あたり（法人又は団体の場合、1法人又は1団体とする。）2区画を上限とする。
- 2 広告掲載料には、土浦市行政財産使用料条例（平成10年土浦市条例第32号）第2条の規定により算出される行政財産の目的外使用に係る使用料並びに消費税及び地方消費税を含むものとする。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（申込先）土浦市教育委員会教育長

（申込者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

土浦市川口運動公園野球場広告掲載申込書

土浦市川口運動公園野球場広告掲載取扱要領第8条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1 申込者の業種及び事業内容

2 希望する掲載区画（〔〕内に希望順位を記載すること。）

〔 〕メインスタンドラバーフェンス（中央部）

〔 〕メインスタンドラバーフェンス（中央部以外）

〔 〕スタンドラバーフェンス（ホーム側）

〔 〕スタンドラバーフェンス（外野側）

〔 〕スタンドラバーフェンス（ダッグアウト上部）

〔 〕スタンドラバーフェンス（その他）

〔 〕外野ラバーフェンス

3 掲載申込額 円

（内訳）

第1希望順位

（区画名） × 円 × か月

第2希望順位

(区画名)

×

円 × か月

4 添付書類

- (1) 広告掲載案
- (2) 市区町村民税の滞納がないことを証する書類
- (3) 会社概要又は事業内容が分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

年　月　日

殿

土浦市教育委員会教育長

印

土浦市川口運動公園廣告掲載可否決定通知書

年　月　日付けで申込みのあった土浦市川口運動公園への廣告の掲載については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、土浦市川口運動公園野球場廣告掲載取扱要領第9条第1項の規定により通知します。

記

1 決定内容

- 広告の掲載を許可します。
- 希望した区画の一部について広告の掲載を許可します。
- 広告の掲載を許可しません。

(理由)

2 掲載場所

3 広告掲載料

円（消費税及び地方消費税を含む。）

(内訳)

4 広告の掲載期間

年　月　日～　年　月　日

5 広告掲載料の納入期限

年　月　日

6 掲載の条件

- (1) 土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号）の定めに従うこと。
- (2) 土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号）の定めに従うこと。
- (3) 土浦市川口運動公園野球場広告掲載取扱要領の定めに従うこと。
- (4) 広告案に対する教育長の修正指示に従うこと。

様式第3号（第13条関係）

年　月　日

（申請先）土浦市教育委員会教育長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

土浦市川口運動公園野球場広告掲載内容変更申請書

年　月　日付け 第　号で掲載許可のあった土浦市川口運動公園野球場への広告の掲載について、土浦市川口運動公園野球場広告掲載取扱要領第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり掲載内容の変更を申込みます。

記

広告の変更を希望する日	年　月より変更
変更する内容	
変更の理由	
添付書類	変更後の広告原稿案

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

殿

土浦市教育委員会教育長

印

土浦市川口運動公園野球場広告掲載内容変更承認（不承認）決定
通知書

年 月 日付けて申込みのあった土浦市川口運動公園野球場に掲載する広告の内容変更は、土浦市川口運動公園野球場広告掲載取扱要領第13条第3項の規定により、下記のとおり承認（不承認）を決定したので通知します。

記

1 承認の場合

承認する広告の内容変更

2 不承認

不承認の理由

様式第5号（第14条関係）

年　月　日

（申出先）土浦市教育委員会教育長

（届出者）

所在地

名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

土浦市川口運動公園野球場広告掲載取下げ申出書

年　月　日付け　　第　　号で掲載許可のあった土浦市川口運動公園野球場への広告の掲載について、土浦市川口運動公園野球場広告取扱要領第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり掲載内容の取下げを申し出ます。

記

1 取下げ年月日　　年　月　日

2 取下げの理由

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

殿

土浦市教育委員会教育長

印

土浦市川口運動公園野球場広告掲載取消決定通知書

土浦市川口運動公園野球場への広告の掲載の許可を下記の理由により取り消したので、土浦市川口運動公園野球場広告掲載取扱要領第15条第2項の規定により通知します。

記

1 当該許可の情報 年 月 日付け 第 号

2 取消年月日 年 月 日

3 取消しの区分

- 広告の内容が要綱第3条各号又は基準要項第4条及び第5条に該当すると認められるとき。
- 教育長が指定する日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
- 第9条第1項又は第13条第3項の規定による許可の際に付した条件を満たさなかったとき。
- 第14条第2項による申出があったとき。
- 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- その他、広告の掲載が適当でないと教育長が認めたとき。

4 取消しの理由

様式第7号（第17条関係）

年　　月　　日

（申込先）土浦市教育委員会教育長

（申込者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

土浦市川口運動公園野球場広告掲載許可更新申請書

土浦市川口運動公園野球場の広告掲載の許可を更新したいので、土浦市川口運動公園野球場広告掲載取扱要領第17条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 広告掲載の許可の更新を希望する区画

- メインスタンドラバーフェンス（中央部・中央部以外）
- スタンドラバーフェンス
(ホーム側・外野側・ダッグアウト上部・その他)
- 外野ラバーフェンス

2 広告掲載の許可の更新を希望しない区画がある場合はその理由

理由

3 添付書類

- (1) 市区町村民税の滞納がないことを証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

様式第8号（第17条関係）

第 号

年 月 日

殿

土浦市教育委員会教育長

印

土浦市川口運動公園廣告掲載許可更新承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けて申請のあった土浦市川口運動公園野球場の
廣告掲載の許可の更新について、土浦市川口運動公園野球場廣告掲載取扱要
領第17条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認）を決定したの
で通知します。

記

1 承認の場合

（1）廣告掲載料 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

× 円 × 12か月

× 円 × 12か月

（2）廣告の掲載期間 年 3月 1日～ 年 2月 日

（3）廣告掲載料の納入期限 年 月 日

2 不承認の場合

不承認の理由